

個人番号の確認及びご自身の身元確認のできる書類について、以下の（１）及び（２）を添付して下さい。

（１）個人番号が記載されている以下の書類から１点

- ・住民票の写（交付された原本をご提出ください、コピーは不可）
- ・通知カードの写（令和２年５月２５日時点で交付されているものであり、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。）

（２）身元確認のできる以下の書類の写から１点

- ①運転免許証、運転経歴証明書
 - ②住民基本台帳カード(写真付きのもの)
 - ③旅券(パスポート)
 - ④身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
 - ⑤在留カード、特別永住者証明書
 - ⑥官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの（写真付きのもの）
 - ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃 ・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）
- ・以上①～⑥の書類の添付が困難な場合は、次に掲げる書類の写２点（異なる番号の組み合わせが必要）
- ⑦被保険者証、組合員証、資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合等）（写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等（QRコード含む）を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。）
 - ⑧児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
 - ⑨住民基本台帳カード（写真付きでないもの）
 - ⑩公的年金（企業年金、基金を除く。）の年金証書又は恩給証書
 - ⑪基礎年金番号通知書、年金手帳
 - ⑫日本年金機構が交付した通知書（年金額改定通知書、年金振込通知書 等）
 - ⑬印鑑登録証明書
 - ⑭学生証（写真付きのもの）
 - ⑮官公署等が発行した身分証明書（写真付きのもの）
 - ⑯官公署等が発行した資格証明書（写真付きのもので⑥に掲げる書類以外のもの）

※⑥⑫⑭⑮⑯については氏名、生年月日（又は住所）が記載されたものに限る。